

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令案の概要について

総 務 省 統 計 局

1 改正の背景

経済センサス - 基礎調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、経済センサス基礎調査規則（平成31年総務省令第46号）の定めるところにより、事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的として実施している。

本調査を令和6年に実施するに当たり、調査方法を調査員調査からオンライン・郵送調査へ見直したことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

調査対象、調査事項、調査方法等の変更等を行うため、所要の改正を行うものである。

（1）調査対象の変更（第4条）

- ・調査対象から「個人の経営に係る事業所のうち、雇用者のいないもの」を除く旨の規定を追加し、調査員調査が困難な地域として指定していた「調査困難地域」に関する規定を削除

（2）調査日に係る規定の新設（第6条）

- ・甲調査については、直前の甲調査を行った年から五年目に当たる年の六月一日現在、乙調査については、経済センサス - 活動調査の実施中間年の毎年六月一日現在によって行う旨を規定

（3）調査事項の変更等（第7条）

- ・甲調査について、「活動状態」を削除し、調査事業所及び調査事業所を有する企業の経営組織その他の基本的属性に応じて以下の事項の中から必要なものについて調査することを規定
「名称及び電話番号」、「所在地」、「法人番号」、「経営組織」、「企業・団体全体の主な事業の内容」、「企業・団体全体の年間総売上（収入）金額」、「資本金又は出資金・基金の額」、「企業に属する事業所の名称及び電話番号」、「企業に属する事業所の所在地」、「企業に属する事業所の従業者数」、「企業に属する事業所の主な事業の内容」、「企業に属する事業所の年間総売上（収入）金額」、「企業に属する事業所の開設時期」、「単独事業所、本所等、支所等の別」、「本所・本社・本店の名称、電話番号及び所在地」、「事業所の従業者数」、「事業所の主な事業の内容」、「事業所の年間総売上（収入）金額」、「事業所の開設時期」
- ・乙調査について、「事業の委託先の名称、電話番号及び所在地」を削除し、以下の事項について調査することを規定。ただし、第8条の規定により作成された経済センサス基礎調査調査用名簿に記載されている調査事業所に係るものについて

ては、「名称及び電話番号」、「所在地」、「活動状態」に限る。

「名称及び電話番号」、「所在地」、「活動状態」、「職員数」、「主な事業の内容」

- (4) 調査方法の変更等及び関連規定の整備（第7条※、第8条※、第9条第1項、第9条第2項、第10条第1項、第10条第3項、第12条※、第13条、第9条※、第18条※）
- ・ 甲調査の調査方法について、調査員調査から民間事業者への委託によるオンライン・郵送調査へ変更。これに伴い、統計調査員に関する規定を削除
 - ・ 調査区の設定及び修正、管理に関する規定を削除

※は改正前の条

- (5) 調査期間の変更（第9条第3項）
- ・ 甲調査及び乙調査の調査期間の変更
- (6) 立入検査等に係る規定の新設（第11条）
- ・ 立入検査等に係る規定を新設
- (7) そのほか所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。